地域生活定着支援センターとは

これまで矯正施設を退所した高齢者や障害者の中には、地域社会に復帰するための支援と上手くつながらず、自立した生活に困難をきたし、再び罪を犯して矯正施設に戻ってしまうことが少なくありませんでした。

千葉県地域生活定着支援センターは保護観察所と協働しながら、そうした人たちが地域生活を歩み出すために、福祉による生活支援をコーディネートし、地域の中で安心して暮らしていけるようにします。

特別調整対象者になる方とは

① 高齢または身体障害、知的障害、精神障害があると認められる方。
② 矯正施設退所後の適当な居住がない方。
③ 矯正施設退所後に自立生活を営む上で、福祉サービスを受けることが必要である方。
④ 円滑な社会復帰のために特別調整の対象とすることが相当である方。
⑤ 地域生活定着支援センターの支援を本人が希望していること。
⑥ 公共の衛生・福祉に関する機関に保護観察所の長が個人情報を提供することに同意していること。

もっと早く出会えたらよかった

【特別調整】40代　女性（精神障害）

一般就労し会社員として働いてきたが、同僚や上司とうまくコミュニケーションがとれなくて、理不尽な思いをしてきた。大人になってから自分に障害があるとわかり、暮らしづらさの原因に納得した。出所後は自分の障害に配慮のあるグループホームへの入居と福祉的就労を希望し、服役中に障害者手帳や障害福祉サービスの申請を行った。出所時の衣類がなくて困っていたところ、受入先のグループホームの代表者が衣類の差し入れを持って刑務所まで会いに来てくれた。出所後はグループホームに入居し、新しい生活に慣れた頃通所施設の利用を開始した。法テラスの法律相談を利用するなどし、生活再建のために取り組まなければならない課題がある。だが今は理解者に囲まれて、ひとつひとつ解決に向けて歩んでいる。

【一般調整】30代　女性（精神障害・依存症）

統合失調症と薬物依存症がありながら治療にはつながっていなかった。出所して実家へ戻ったが、病気の苦しみを家族に分かってもらえないと感じ、いつも孤独だった。定着支援センターの勧めで、まず依存症治療優先の生活を送り、再使用防止プログラムや自助グループに通った。以前は、幻聴や妄想を覚醒剤で紛らわせて生きてきた。しかし今は、生き方を変え、辛い時は仲間や支援者を頼れるようになった。気付くと出所して1年が過ぎ、その間、薬を使わずに生きることができた。徐々に心身の健康も取り戻し、今はA型事業所に毎日通っている。家族への感謝の思いをまだ素直に伝えられないが、いつも心の中では「ありがとう」と言っている。

【一般調整】少年　男性（知的障害）

少年院に入るのは2回目だった。前回は家族のいる自宅に戻って生活していたが、再非行により少年院に再収容された。2回目の入院中に、どのようにしたら生活を立て直せるか考え、家族と離れて障害者グループホームへ入所することを希望した。入院中に療育手帳を取得し、障害福祉サービスの申請を行った。グループホームの代表者が少年院に会いに来てくれて、出院前にグループホームの見学を行い、入所が決まった。今は不安なことや困ったことがあれば、身近な職員に相談している。通所施設に通って、将来は企業等での就労をめざしている。

【被疑者等支援業務】40代　男性（精神障害・知的障害）

幼少期から児童養護施設に入所し、特別支援学校高等部卒業まで暮らしていた。頼る人もなくアルバイトや派遣の仕事を転々とした。仕事が難しく同僚から馬鹿にされ、仕事にも住まいにも恵まれなかった。うなだれている男性と警察署で面接し、療育手帳を取り直し障害特性に見合ったグループホームへの入居を提案した。不起訴となり釈放され自立準備ホームで暮らし始めた。生活保護の申請、紛失していた療育手帳の再発行、障害福祉サービスの申請、住民異動などの手続き、障害年金の申請支援、精神科受診、複数のグループホームや就労継続支援B型事業所の見学に同行した。バーベキューなど季節の行事がいっぱいのグループホームが決まり、B型事業所に元気に通っている。

【相談支援】70代　男性

肉体労働者として一生懸命働いていたが、高齢となり仕事を得られなくなった。男性はホームレスとなって居所を転々としながらうつ積した気持ちから事件を起こした。出所後は他県に住み着いたが、「生まれ故郷の千葉に戻りたい人がいる」と他県の定着センターから相談を受けた。面接をして「千葉で待っていますよ」と約束をした。男性は在来線の列車を乗り継いで何とか千葉に来た。自立準備ホームに入居し、その後の終の棲家を探した。「トイレと洗面所がついている部屋」を希望し、役所に相談に行ったら元気すぎて「介護施設の対象ではない」と断られ、不動産屋には「高齢だし、持病があってアパートは難しい」と言われた。ところが運良くリフォームした部屋を借りられることになり、生活保護を申請し希望通りの部屋で暮らし始めた。

会員を募集しています。当法人の事業にご賛同いただき、皆様のご協力をお願い申し上げます。

正会員　個人の方：1口　3,000円　団体の方：1口　5,000円
賛助会員　個人の方：1口　5,000円　団体の方：1口 10,000円

千葉銀行 中央支店：普通4164678
加入者名：特定非営利活動法人生活サポート千葉

特定非営利活動法人
生活サポート千葉

◆地域生活定着促進事業（千葉県地域生活定着支援センター）
開　設：平成22年10月1日
連絡先：電話 043-224-5721　FAX 043-224-5720

◆研修受託事業（生活サポート千葉）
連絡先：電話 043-222-0773　FAX 043-224-5720

千葉県地域生活定着支援センター

特定非営利活動法人　生活サポート千葉

千葉県知的障害者福祉協会が設立し2010年10月1日より地域生活定着促進事業（地域生活定着支援センター）、2013年度より相談支援従事者専門コース別研修事業、2015年度より強度行動障害支援者養成事業の3事業を千葉県から受託し実施しています。

- 千葉県知的障害者福祉協会
  - 部　会
    - 障害者支援施設部会
    - 生産活動就労支援部会
    - 相談支援部会
    - 地域支援部会
    - 日中活動支援部会
    - 児童発達支援部会
    - 支援スタッフ部会
  - 委員会
    - スポーツ文化委員会
    - 研修委員会
    - 広報委員会
    - 調査研究委員会
    - 権利擁護委員会
    - 福利厚生委員会
    - 政策委員会
    - 人材確保特別委員会
  - 特定非営利活動法人 生活サポート千葉
    - 研修委員会（相談支援従事者専門コース別・強度行動障害支援者養成研修）
    - 千葉県地域生活定着支援センター

相談支援業務としての被疑者・被告人等の支援（被疑者等支援業務にならない者）

刑事手続き段階にある障害者・高齢者に対し、弁護人や関係機関と連携し、必要な支援のアセスメント及びコーディネート、フォローアップを行います。また、罰金刑終了後に釈放された障害者・高齢者からの生活全般の相談に乗り、福祉や就労その他必要な支援への橋渡しをします。

地域生活定着促進事業

コーディネート業務

保護観察所からの依頼に基づき、対象者の福祉サービスの確認、受け入れ施設等の斡旋や福祉サービス等に係る申請支援等を行います。

フォローアップ業務

コーディネート業務の斡旋により、矯正施設から退所後、福祉施設等を利用している人に関して、本人を受け入れて施設等に対して必要な助言等を行います。

相談支援業務

矯正施設から退所した本人、家族、その他関係者からの相談を受付け、福祉の支援につなげます。

被疑者等支援業務

保護観察所からの依頼に基づき、刑事手続の入口段階（捜査・公判段階）にある被疑者・被告人等で，高齢又は障害により自立した生活を営むことが困難な者に対し，釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるよう支援を行います。

生活サポート千葉の自立準備ホーム

- 宿泊場所の供与
- 3食の提供
- 毎日の入浴提供
  （国の基準は週3回）
- 職員が毎日訪問し生活全般にわたる相談にのる
- 福祉サービス等への繋ぎ、転居の支援